

都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱基準

制限区域

道路 3・4・27 田中青木線



【整備施行者】

富士宮市

【区域説明】

主要地方道富士宮芝川線から1級市道大中里津森線まで

都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱基準

制限区域

道路 3・4・25 田中阿幸地線



【整備施行者】

未定

【区域説明】

一般県道富士富士宮線から主要地方道富士富士宮由比線まで

都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱基準

制限区域

道路 3・3・80 岳南北部幹線



【整備施行者】

未定

【区域説明】

大岩字出水から大岩字峯谷戸まで